

# 富山市消防団員等応援事業実施要綱

平成28年12月1日

消防局訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域全体が消防団の重要性を再認識するとともに、地域貢献を目的とした事業所又は店舗等（以下「事業所等」という。）の協力を得ながら、消防団員の確保と地域防災力の向上を図ることを目的として行う、富山市消防団員等応援事業（以下「応援事業」という。）の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(登録)

第2条 応援事業に賛同し、富山市消防団員等に、利用又は物品購入時等の際に一定の優遇サービス（以下「各種サービス」という。）を提供する事業所等として登録しようとする者は、富山市消防団員等応援事業所登録申請書（様式第1号）により、富山市消防団長（以下「団長」という。）に申請するものとする。ただし、次に掲げる事業所等については、登録を行わないこととする。

- (1) 各種法令に違反している又はそのおそれがある事業所等
- (2) 特定の政治活動や宗教活動に関わっている事業所等
- (3) 富山市暴力団排除条例（平成24年3月26日富山市条例第13号）第2条に定める暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者が経営する事業所等
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としない事業所等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反する等団長が適当でないと認める事業所等

(登録済証及び表示証の交付)

第3条 団長は、応援事業所の登録を行ったときは、申請者に対し、富山市消防団員等応援事業所登録済証（様式第2号。以下「登録済証」という。）及び富山市消防団員等応援事業所表示証（様式第3号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 前条の規定により登録された事業所等（以下「応援事業所」という。）は、次に掲げる場所等に表示証を表示又は利用することができる。

- (1) 応援事業所内
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー、インターネット等により行う映像その他の広告

(消防団員証の提示)

第5条 消防団員は、応援事業所から各種サービスの提供を受けようとするときは、

消防団員証を提示するとともに、必要に応じ、本人と確認ができる運転免許証等を併せて提示しなければならない。

(遵守事項)

第6条 消防団員は、応援事業所から各種サービスの提供を受けようとするときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 消防団員証を不正に使用又は複製し、若しくは他人に貸与、譲渡してはならない。
- (2) サービスの内容については、あらかじめ、店頭で確認すること。
- (3) 応援事業所が定めるサービスの提供以外について強要しないこと。
- (4) その他消防団員としての信用を失墜させるような行為を行わないこと。

(応援事業所の公表)

第7条 団長は、応援事業所の名称等を本市のホームページ等により公表することができる。

(登録の取消し)

第8条 団長は、応援事業所が偽りその他不正な手段により登録済証及び表示証の交付を受けたとき、又は応援事業所としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された事業所は、速やかに登録済証及び表示証を団長へ返還しなければならない。

(登録の変更及び廃止)

第9条 応援事業所は、登録の内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、富山市消防団員等応援事業所登録変更・廃止届出書(様式第4号)を団長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録を廃止した事業所は、速やかに登録済証及び表示証を団長へ返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、団長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

富山市消防団員等応援事業所登録申請書

年 月 日

(宛先) 富山市消防団長

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、法人名および代表者名)

当事業所は、富山市消防団員等応援事業実施要綱第1条の趣旨に賛同し、第2条の規定により下記のとおり申請します。

記

事業所の住所			
(ふりがな) 事業所の名称			
事業所の業種			
代表者の職・氏名		担当者氏名	
電 話 番 号	( )	—	
F A X 番 号	( )	—	
メールアドレス			
ホームページ			
営 業 時 間	:	~	:
定 休 日			
サービスの内容			
サービスの対象 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 富山市消防団員  <input type="checkbox"/> 全国の消防団員	<input type="checkbox"/> 団員に限る <input type="checkbox"/> 団員とその家族 <input type="checkbox"/> 団員を含む団体全員 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他必要な事項			

※ 上記内容の一部については、ホームページ等に掲載させていただきますので、御了承ください。

※ E-MAIL または FAX での提出は可能ですが、その場合は内容確認のため、こちらから電話連絡する場合があります。後日、登録済証及び表示証交付時に、申請書の原本を提出して下さい。

# 富山市消防団員等応援事業所登録済証

第 号

年 月 日

様

富山市消防団長 印

富山市消防団員等応援事業実施要綱第3条の規定に基づき、下記の事業所を富山市消防団員等応援事業所として登録したことを証明します。

記

事業所の名称	
代表者の職・氏名	
事業所の住所	



富山市消防団員等応援事業所登録変更・廃止届出書

年 月 日

(宛先) 富山市消防団長

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

(法人の場合は、法人名および代表者名)

当事業所は、富山市消防団員等応援事業実施要綱第9条の規定により下記のとおり登録内容の変更・廃止を届け出します。

記

事業所の住所			
(ふりがな) 事業所の名称			
事業所の業種			
代表者の職・氏名		担当者氏名	
電 話 番 号	( )	—	
F A X 番 号	( )	—	
メールアドレス			
ホームページ			
営 業 時 間	:	~	:
定 休 日			
サービスの内容			
サービスの対象 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 富山市消防団員  <input type="checkbox"/> 全国の消防団員	<input type="checkbox"/> 団員に限る <input type="checkbox"/> 団員とその家族 <input type="checkbox"/> 団員を含む団体全員 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
その他必要な事項			

※ E-MAIL または FAX での提出は可能ですが、その場合は内容確認のため、こちらから電話連絡する場合があります。後日、届出書の原本を提出して下さい。